

公益財団法人和歌山県文化財センター 和歌山県公共調達制度の準用に係る実施要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人和歌山県文化財センター（以下「文化財センター」という。）が行う契約の事務手続きは、『公益財団法人和歌山県文化財センター会計規程』（以下「会計規程」という。）第6章（契約）第36条及び同第47条の規定に基づき、文化財センターが行う調達事務に必要な事項を定めるものとする。

(発掘調査工事)

第2条 発掘調査工事等に係る調達事務は、会計規程第36条の規定に基づき和歌山県が定める「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領」、「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領」、「建設工事に係る条件付き一般競争入札（持参方式・簡易型）実施要領」（以下、「和歌山県が定める建設工事に係る条件付き一般競争入札に係る要領等」という。）に準じて行うこととする。ただし、「和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱」による総合評価落札方式については発掘調査工事の緊急性を鑑みて、当面の間、実施しないこととする。

なお、和歌山県が定める建設工事に係る条件付き一般競争入札に係る要領等を文化財センターで準じるにあたり、下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
「文化財センター」	「（和歌山）県」又は「対象工事を発注する機関」
「発掘調査工事等」	「建設工事」
「文化財センター理事長」	「知事」又は「発注機関の長」
「文化財センターホームページ」	「和歌山県ホームページ」又は「（和歌山県公共工事等）入札情報システム」
「文化財センター事務局での掲示」	「実施機関での掲示」又は「発注機関での備付け」
(設計図書等) 第6条（略） 2（略） 3 フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。なお、設計図書等がホームページに掲載可能なものである場合は、文化財センターホームページに掲載するものとする。	(設計図書等) 第6条（略） 2(略) 3 <u>設計図書等を電子化できる工事については、入札情報システムにより、インターネットを利用して取得させることができるものとし、フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。</u>
(技術資料) 第7条 文化財センター理事長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して交付するものとする。なお、技術資料作成要領がホームページに掲載可能なものである場合は、文化財センターホームページに掲載するものとする。	(技術資料) 第7条 発注機関の長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

第3条 「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領」は下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
<p>（入札の公告）</p> <p>第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、<u>文化財センターホームページへの掲載並びに文化財センター事務局での掲示により公告するものとする。</u></p>	<p>（入札の公告）</p> <p>第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、<u>和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札システム」という。）により公告するものとする。ただし、それによりがたい場合には対象工事を発注する機関（以下「発注機関」という。）での掲示により公告するものとする。</u></p>
<p>（工事ごとに定める入札参加資格要件の決定）</p> <p>第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的な要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。</p> <p>(1) <u>予定価格が5億円以上の工事については別に定める文化財センター入札審査会（以下「審査会」という。）の審議</u></p> <p>(2)～(3)略</p> <p>(4) <u>予定価格（税抜き）が1億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定するものについては別に定める審査会の審議</u></p>	<p>（工事ごとに定める入札参加資格要件の決定）</p> <p>第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的な要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。</p> <p>(1) <u>予定価格が5億円以上の工事については別に定める入札審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞いた上での和歌山県建設工事等入札参加資格審査会の審議</u></p> <p>(2)～(3)略</p> <p>(4) <u>予定価格（税抜き）が1億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定するものについては別に定める地方入札審査会の審議</u></p>
<p>（総合評価に係る読み替え）</p> <p>第27条（削除）</p>	<p>（総合評価に係る読み替え）</p> <p>第27条（略）</p>

第4条 「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領」は下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
<p>（入札の公告）</p> <p>第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、<u>文化財センターホームページへの掲載並びに文化財センター事務局での掲示により公告するものとする。</u></p>	<p>（入札の公告）</p> <p>第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、<u>和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札システム」という。）により公告するものとする。ただし、それによりがたい場合には対象工事を発注する機関（以下「発注機関」という。）での掲示により公告するものとする。</u></p>
<p>（工事ごとに定める入札参加資格要件の決定）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1) <u>予定価格が5億円以上の工事については別に定める文化財センター入札審査会（以下「審査会」という。）の審議</u></p> <p>(2)～(3)略</p> <p>(4) <u>予定価格（税抜き）が1億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定するものについては別に定める審査会の審議</u></p>	<p>（工事ごとに定める入札参加資格要件の決定）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1) <u>予定価格が5億円以上の工事については別に定める入札審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞いた上での和歌山県建設工事等入札参加資格審査会の審議</u></p> <p>(2)～(3)略</p> <p>(4) <u>予定価格（税抜き）が1億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定するものについては別に定める地方入札審査会の審議</u></p>
<p>（総合評価に係る読み替え）</p> <p>第28条（削除）</p>	<p>（総合評価に係る読み替え）</p> <p>第28条（略）</p>

第5条 「建設工事に係る条件付き一般競争入札（持参方式・簡易型）実施要領」は下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
<p>(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定) 第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的な要件を定めようとするときは、<u>文化財センター入札審査会の審議に付し、決定するものとする。</u></p>	<p>(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定) 第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的な要件を定めようとするときは、<u>本庁発注の工事について本庁各局が別に定める当該局の入札審査会に、その他の工事については別に定める地方入札審査会の審議に付し、決定するものとする。</u></p>

第6条 「和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」は下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前																				
<p>(格付け) 第4条 (略) 2 (略) 3、4 (削除)</p>	<p>(格付け) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>建築一式工事、電気工事及び管工事（以下「建築一式工事等」という。）については、A、B及びCの3ランクとする。</u> 4 <u>その他の業種についてはWの1ランクとする。</u></p>																				
<p>第5条～第21条 (削除)</p>	<p>第5条～第21条 (略)</p>																				
<p>(発注基準) 第23条 発注基準は、<u>土木一式工事に定めることとし、各ランクにおける発注基準額については、下表のとおりとする。ただし、文化財センター理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</u></p> <p>(1) 土木一式工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>発注基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>3,000万円以上</td> </tr> <tr> <td><u>AまたはB</u></td> <td>1,500万円以上、3,000万円未</td> </tr> <tr> <td><u>BまたはC</u></td> <td>500万円以上、1,500万円未</td> </tr> <tr> <td><u>CまたはD</u></td> <td>500万円未</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	発注基準額	A	3,000万円以上	<u>AまたはB</u>	1,500万円以上、3,000万円未	<u>BまたはC</u>	500万円以上、1,500万円未	<u>CまたはD</u>	500万円未	<p>(発注基準) 第23条 発注基準は、<u>土木一式工事、建築一式工事等に定めることとし、各ランクにおける発注基準額については、下表のとおりとする。ただし、発注機関の長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</u></p> <p>(1) 土木一式工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>発注基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>3,000万円以上</td> </tr> <tr> <td><u>B</u></td> <td>1,500万円以上、3,000万円未</td> </tr> <tr> <td><u>C</u></td> <td>500万円以上、1,500万円未</td> </tr> <tr> <td><u>D</u></td> <td>500万円未</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	発注基準額	A	3,000万円以上	<u>B</u>	1,500万円以上、3,000万円未	<u>C</u>	500万円以上、1,500万円未	<u>D</u>	500万円未
ランク	発注基準額																				
A	3,000万円以上																				
<u>AまたはB</u>	1,500万円以上、3,000万円未																				
<u>BまたはC</u>	500万円以上、1,500万円未																				
<u>CまたはD</u>	500万円未																				
ランク	発注基準額																				
A	3,000万円以上																				
<u>B</u>	1,500万円以上、3,000万円未																				
<u>C</u>	500万円以上、1,500万円未																				
<u>D</u>	500万円未																				

(地域要件) 第 24 条 土木一式工事における条件付き一般競争入札の地域要件については、下表のとおりとする。		(地域要件) 第 24 条 土木一式工事における条件付き一般競争入札の地域要件については、下表のとおりとする。		
発注基準額	地域要件 (構成建設部等の名称)	発注基準額	地域要件 (構成建設部等の名	
1 億円以上	県内一円	1 億円以上	県内一円	
5,000 万円以上、1 億円未満		5,000 万円以上、1 億円未満	海草 (海南工事事務所を含む)・那賀・伊都 有田・日高 西牟婁・串本・新宮	
3,000 万円以上、5,000 万円未満	海草・那賀・伊都	3,000 万円以上、5,000 万円未満	海草 (海南工事事務所を含む)	
	有田・日高		那賀・伊都	
	西牟婁・串本・新宮		有田	
3,000 万円未満	海草		日高	
	那賀・伊都		西牟婁	
	有田		串本・新宮	
	日高		3,000 万円未満	海草 (海南工事事務所を除く)
	西牟婁			那賀
串本・新宮	伊都			
	有田			
	日高			
		西牟婁		
		串本		
		新宮		
		海南工事事務所		

(役務の提供等の契約)

第 7 条 役務の提供等の契約に係る調達事務は、会計規程第 36 条の規定に基づき和歌山県が定める「和歌山県「和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準」、「和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札 (事前審査) 実施要領」、「和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札 (事後審査) 実施要領」、「和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領」及び「和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達の取扱基準」(以下、「和歌山県が定める役務の提供等の契約に係る要領等」という。)に準じて行う。

なお、和歌山県が定める役務の提供等の契約に係る要領等を文化財センターで準じて行うにあたり、下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
「文化財センター」	「(和歌山) 県」又は「実施機関」
「文化財センター理事長」	「知事」
「文化財センターホームページ」	「和歌山県ホームページ」
「文化財センター事務局での掲示」	「発注機関での備付け」

第8条 「和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領」及び「和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領」は、下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
(入札公告) 第5条（略） 2（略） (14)（削除）	(入札公告) 第5条（略） 2（略） (14)（略）

第9条 「和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達取扱基準」は、下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
<p>第5 地域条件</p> <p>県内業者による簡易公開調達の実施を原則とする。</p> <p>なお、県内業者だけでは、入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務（当該契約に係る業務種目に記載されている県内業者が原則として5者未満のもの）又は履行が困難と見込まれる業務（当該契約に係る技術要件、仕様等が著しく入札参加業者を少なくすると見込まれるもの。以下同じ。）については、県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している名簿掲載業者（以下「準県内業者」という。）も簡易公開に参加させることができるものとする。</p> <p>また、県内業者に準県内業者を加えてもなお入札参加業者数が少なく競争性を確保できると見込まれる業務（当該契約に係る業務種目に記載されている県内業者及び準県内業原則として5者未満のもの）若しくは履行が困難と見込まれる業務又は文化財センターの発注頻度が極めて少ない特殊な業務（新規開発業務、全国規模の大規模イベント関連業務等業者の実績、経験等が特に有用と見込まれるもの）については、県外業者（県内業者及県内業者以外の名簿掲載業者をいう。）も簡易公開調達に参加させることができるものとする。</p> <p>(1)（削除） (2)（削除）</p>	<p>第5 地域条件</p> <p>簡易公開調達の地域条件については、その簡易公開調達を実施する所属（以下「実施機関」という。）が、本庁の実施機関にあつては県内業者の優先を、地方機関の実施機関にあつては管内業者の優先を原則として、その簡易公開調達の実施の都度、定めるものとする。</p> <p>この場合において、地方機関ごとの管内業者は、原則として別表の区分によるものとする。ただし、地方機関の実施機関にあつては、その簡易公開調達の契約の内容の必要に応じて、その管内業者の区分を別途の市町村又は郡を加えて変更することができるものとする。</p> <p>(1)（略） (2)（略）</p>

第10条 物品調達の契約に係る調達事務は、会計規程第36条の規定に基づき和歌山県が定める「和歌山県物品調達に係る条件付き一般競争入札実施要領」及び「和歌山県物品調達に係る簡易公開入札実施要領」（以下、「和歌山県が定める物品調達に係る要領等」という。）に準じて行う。

なお、和歌山県が定める物品調達に係る要領等を文化財センターで準じて行うにあたり、下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
「文化財センター」	「(和歌山) 県」又は「各調達機関」、「和歌山県の各調達機関」
「文化財センター理事長」	「知事」又は「各調達機関の長」
「文化財センター事務局での掲示」	「対象物品を調達する機関での掲示」
「文化財センターホームページ」	「和歌山県ホームページ」又は「和歌山県物品電子調達システム」

第 11 条 「和歌山県物品調達に係る簡易公開入札実施要領」は、下表のとおり読替えることとする。

読替え後	読替え前
(簡易公開調達見積書) 第 4 条 (削除)	(簡易公開調達見積書) 第 4 条 簡易公開入札物品については、品名、数量、単称、要求所属名、納期等必要事項を記載した閲覧見積書(別記)により、各調達機関の長の決済を受けるものとする。
(簡易公開入札の方法) 第 5 条 簡易公開入札は、文化財センター事務局での掲示並びに文化財センターホームページでの掲載により行う。 2 (略)	(簡易公開入札の方法) 第 5 条 簡易公開入札は、閲覧用紙を各調達機関の掲示板等及び和歌山県物品電子調達システムに、原則、毎週火曜日の午後 1 時から木曜日の午後 1 時まで掲示することにより行う。ただし、掲示期間については、各調達機関毎に設定できるものとする。 2 (略)
(見積り) 第 6 条 簡易公開入札物品の納入を希望する者は、仕様書に基づく見積書により、見積り提出期間内に文化財センター事務局に提出するものとする。	(見積り) 第 6 条 簡易公開入札物品の納入を希望する者は、閲覧見積書等により、前条の規定する期間内に各調達機関に提出する、又は和歌山県物品電子調達システムを利用して見積書を送信するものとする。

附則

- この実施要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 「財団法人和歌山県文化財センター物品又は特定役務の調達の準用について」は廃止する。